独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	スミダコーポレーション株式会社	コード	6817
提出日	2021/3/3	異動（予定）日	2021/3/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	歐陽　伯康	社外取締役	○													○		有
2	諸江　幸祐	社外取締役	○													○		有
3	加藤　　厚	社外取締役	○													○		有
4	ミヒャエル ミュールバイエル	社外取締役	○													○		有
5	宮武　雅子	社外取締役	○													○		有
6	梅本　龍夫	社外取締役	○													○		有
7	池上　　玄	社外取締役	○													○	新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		歐陽伯康氏は電子制御製品を製造する香港Computime Group Limited社の経営に携わり、現在も中国・香港を中心とするアジア企業での経営・取締役を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験およびアジア市場に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであり、同氏は当社と特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと考えており、また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
2		諸江幸祐氏は長年にわたり金融業界で豊富な経験を重ね、現在では複数の会社で経営に携わり、取締役および社外監査役を努めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経験と見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであり、同氏は当社と特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと考えており、また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
3		加藤厚氏は、長年にわたりグローバル企業の財務、監査、内部統制、IFRS（国際会計基準）等に関するアドバイス実務や活動に携わっており、クーパース・アンド・ライブランド（C&L）においてパートナーなどの役職を歴任しました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴、特に会計および税務分野において培われた経営に関する知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであり、 同氏は当社と特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと考えており、また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
4		ミヒャエル・ミュールバイエル氏は長年にわたりドイツの自動車メーカーのDaimler AG社の財務に携わりました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴、特に財務分野において培われた経営者としての知識、経験、自動車・電機業界および欧州・米国市場に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであり、同氏は当社と特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと考えており、また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
5		宮武雅子氏は、長年にわたり国際的な弁護士として豊富な経験を重ね、現在も国際間取引、金融、コーポレートガバナンス、訴訟・仲裁・調停分野において培われた弁護士を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、特に国際的な取引経験とグローバルな視点にたった知見に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであり、同氏は当社と特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと考えており、また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
6		梅本龍夫氏は、長年にわたり経営コンサルタント、経営者として国際的な経験を重ね、スターバックスコーヒージャパンをはじめ、複数の企業を立ち上げ、現在も様々な分野のアドバイザーおよび立教大学大学院の特任教授を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、特に経営戦略、経営計画、新規事業開発、組織人事、能力開発およびマーケティングやブランディングに関する知見に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであり、同氏は当社と特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと考えており、また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
7		池上 玄氏は、長年に亘り、公認会計士として豊富な知見や経験から当社のコンプライアンスの維持・向上への貢献を期待しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴、特に会計および税務分野において培われた経営に関する知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであり、 同氏は当社と特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと考えており、また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。

4．補足説明

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。